

広島県公安委員会告示第 96 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 21 年 12 月 7 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
9S1084	告示の日 (平成 21 年 12 月 7 日) から 3 年間	回胴式遊 技機	パチスロワニワ ニパニック S	株式会社 大一商会 代表取締役 市原高明 (愛知県北名古屋 市沖村西ノ川 1 番地)	左同